

平成27年版

別冊

牧之原市の環境

エコアクション21・牧之原市地球温暖化防止実行計画
環境活動レポート

対象期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日

発行：平成27年7月



目 次

1 平成26年度 水質調査結果	P 2
2 環境活動団体	P 5
(1) 環境活動団体	P 5
(2) リバーフрендシップ	P 6
(3) アダプトロードプログラム	P 7
3 各課の取組	P 8
(1) 総務部	P 8
(2) 政策協働部	P 8
(3) 市民生活部	P 9
(4) 福祉こども部	P 10
(5) 健康増進部	P 11
(6) 産業経済部	P 12
(7) 建設部	P 13
(8) その他	P 14
(9) 教育文化部	P 14
(10) 小学校・中学校	P 15
(11) 幼稚園・保育園	P 17
(12) 消防本部	P 19
4 参考資料	P 20
(1) 浄化槽	P 20
(2) 大気	P 21
(3) 水質	P 23
(4) 騒音	P 27
(5) 振動	P 30
(6) 化学物質関係	P 31
(7) かおり・悪臭	P 32
(8) 平成 27 年度手数料及び補助金	P 33

1 平成 26 年度 水質調査結果 【河川水質調査結果】

No.	調査地点	pH		SS (mg/l)		COD (mg/l)		BOD (mg/l)		DO (mg/l)	
		夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季調査	冬季調査	夏季	冬季
1	坂口谷川 起点	7.9	8.2	4.6	1.2	4.7	4.5	0.5	1.0	7.3	11.9
2	坂口谷川 坂口谷川橋	9.3	8.6	2.4	1.0	5.1	4.2	0.7	0.8	8.3	13.8
3	高尾川 坂口谷川合流手前	10.1	8.4	1.0未満	2.2	6.3	4.7	0.5未満	0.5未満	9.5	14.9
4	毛ヶ谷川 坂口谷川合流手前	10.4	8.7	3.0	1.0未満	8.2	4.7	0.5未満	1.0	11.9	13.5
5	水ヶ谷川 坂口谷川合流手前	8.6	8.3	6.6	1.8	12	5.4	4.7	1.0	12.2	12.5
6	千頭ヶ谷川 坂口谷川合流手前	10.4	8.6	2.2	1.8	9.6	3.7	1.7	0.9	11.0	13.0
7	坂口谷川 唐木田橋	8.5	8.4	5.4	2.0	7.1	4.8	1.0	0.5未満	10.2	14.2
8	辻川 坂口谷川合流手前	9.7	8.4	1.6	15	7.8	5.7	1.5	0.8	17.9	13.6
9	御馬ヶ谷川 坂口谷川合流手前	8.3	7.3	1.0未満	2.0	5.7	2.7	0.9	2.4	7.9	11.4
10	万代川 坂口谷川合流手前	7.7	7.0	1.0未満	3.2	4.1	2.5	0.7	0.6	9.3	11.0
11	坂口谷川 井の口橋	8.7	8.0	8.8	2.6	3.8	3.5	0.8	0.5未満	8.2	13.3
12	谷田川 坂口谷川合流手前	9.3	7.8	3.4	2.2	4.8	4.6	1.1	1.2	10.3	14.5
13	坂口谷川 佐々木橋	7.9	7.7	20	4.2	4.5	4.1	0.8	1.2	11.9	12.4
14	白羽川 坂口谷川合流手前	9.2	7.8	6.8	3.4	4.3	5.0	1.0	1.4	11.5	13.2
15	沢垂川 坂口谷川合流手前	9.5	7.2	1.8	1.4	5.9	7.8	1.3	2.8	18.1	11.7
16	坂口谷川 十石橋	7.4	7.4	21	4.0	4.5	3.8	0.8	1.4	9.1	11.8
17	浜田都市下水路 坂口谷川合流手前	7.1	7.2	20	8.2	8.5	8.7	5.1	5.2	6.2	8.4
18	坂口谷川 河口	7.2	7.7	14	15	3.7	3.3	0.6	1.2	5.8	10.7
19	勝間田川 起点	7.2	6.8	9.8	1.0	3.1	1.5	0.5未満	0.5未満	8.3	9.8
20	中島川 勝間田川合流手前	7.8	8.3	2.6	1.2	3.1	3.1	0.5未満	0.8	6.9	8.7
21	西村川 勝間田川合流手前	7.3	7.7	3.2	1.0未満	2.8	1.6	0.5未満	0.5未満	8.1	9.8
22	地獄沢川 勝間田川合流手前	7.7	7.7	2.0	1.0未満	3.8	1.9	0.5未満	0.5未満	8.1	11.3
23	鳴沢川 勝間田川合流手前	7.4	7.4	2.8	1.0未満	2.3	1.4	0.5未満	0.5未満	8.2	10.2
24	本谷川 勝間田川合流手前	8.2	9.2	2.0	1.2	3.9	3.7	0.5未満	0.9	9.6	11.0
25	勝間田川 智生寺橋	8.2	8.3	1.6	1.0未満	3.1	2.6	0.5未満	0.7	9.3	10.8
26	沢川 勝間阿弥陀堂付近	7.4	7.5	1.0未満	1.0未満	1.7	1.1	0.5未満	0.5未満	8.2	11.6
27	三栗川 中流	6.5	6.7	1.0未満	1.0未満	1.4	0.8	0.5未満	0.5未満	8.1	9.6
28	丸尾川 三栗川合流手前	6.9	7.0	1.0未満	1.0未満	1.4	1.2	0.5未満	0.5未満	8.2	9.6
29	大溝川 三栗川合流手前	6.6	6.9	1.4	1.0	1.2	1.2	0.5未満	0.5未満	9.3	9.4
30	三栗川 勝間田川合流手前	6.4	6.9	1.6	1.0未満	1.4	1.2	0.5未満	0.5未満	9.1	9.9
31	勝間川 勝間田川合流手前	10.6	8.7	3.0	1.8	5.7	3.9	0.8	0.8	19.9	11.3
32	勝間田川 高山橋	8.1	8.5	2.0	1.0未満	3.4	2.5	0.6	0.8	8.9	10.6
33	権九川 勝間田川合流手前	7.3	7.4	6.2	1.0未満	3.6	2.2	0.5未満	0.9	8.0	9.4
34	朝生川 起点	7.2	7.5	3.0	1.0未満	2.8	1.9	0.5未満	0.5未満	7.2	10.7
35	朝生川 中流	7.1	7.1	2.4	1.0未満	2.6	1.3	0.5未満	0.5	7.2	10.3
36	南ノ谷川 朝生川合流手前	6.7	5.6	1.8	1.0未満	2.5	1.3	0.5未満	0.5未満	8.5	10.4
37	朝生川 勝間田川合流手前	6.9	6.9	1.0未満	1.0未満	2.4	1.4	0.5未満	0.6	6.5	10.7
38	中川 勝間田川合流手前	8.8	8.0	20	4.4	5.7	4.2	0.8	0.5未満	8.8	12.8
39	新川 勝間田川合流手前	10.0	9.1	2.4	1.6	5.5	3.6	0.7	3.8	10.7	12.6
40	堂峯都市下水路 勝間田川合流手前	8.6	7.4	2.2	1.6	5.1	6.7	1.2	2.8	11.6	6.5
41	新戸川 勝間田川合流手前	9.8	8.8	6.6	2.4	5.2	3.7	1.2	1.8	11.8	12.5
42	橋柄川 新戸川合流手前	9.0	8.1	4.0	1.0	4.7	2.5	0.7	0.5未満	10.9	11.3
43	坊久都市下水路 勝間田川合流手前	7.1	7.7	2.0	3.6	6.3	18	4.5	11	3.4	3.6
44	雨垂都市下水路 勝間田川合流手前	6.9	7.3	3.2	3.4	4.3	6.0	2.4	2.9	5.5	4.0
45	山田川 勝間田川合流手前	7.3	7.3	2.8	1.0未満	2.9	1.9	0.6	0.9	8.7	10.5
46	馬込川 勝間田川合流手前	7.2	7.0	3.2	1.0未満	3.1	2.5	0.7	0.5未満	7.5	9.6
47	源氏都市下水路 勝間田川合流手前	7.2	7.2	5.0	4.8	8.9	41	5.1	25	4.6	2.2
48	中条川 勝間田川合流手前	7.4	7.7	16	2.8	7.5	6.7	1.8	2.0	4.5	5.3
49	勝間田川 河口	7.7	8.2	8.0	6.4	3.5	3.3	0.7	1.0	5.7	7.8
環境基準(河川B類型)		6.5～8.5		25以下		—		3以下		5以上	

No.	調査地点	pH		SS (mg/l)		COD (mg/l)		BOD (mg/l)		DO (mg/l)	
		夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季調査	冬季調査	夏季	冬季
50	萩間川 大倉	7.3	7.8	1.0	1.0	2.5	2.1	0.5未満	0.5未満	7.8	10.2
51	荒川 荒川橋	7.2	7.7	1.0未満	1.0	3.2	2.5	0.5未満	0.5未満	6.5	10.5
52	御相談川 無名橋(西萩間872番地先)	7.4	7.6	1.0未満	1.0	2.5	2.4	0.5未満	0.5未満	7.8	10.0
53	御相談川 萩間川合流手前	7.5	7.8	1.0未満	1.2	3.1	4.1	0.5未満	1.4	7.4	7.0
54	萩間川 石上橋	7.6	7.9	1.0未満	1.0未満	3.1	2.7	0.5未満	0.5未満	6.1	9.1
55	部ヶ谷川 大寄橋	7.4	7.7	2.0	1.0未満	3.2	2.6	1.6	0.6	7.8	10.1
56	萩間川 宮下橋	7.4	7.8	4.8	1.8	3.6	3.1	0.8	0.6	6.9	8.7
57	蛭ヶ谷川 蛭ヶ谷大橋	7.5	7.6	9.4	8.4	6.9	5.0	3.6	2.5	7.0	7.9
58	蛭ヶ谷川 蛭ヶ谷橋	7.9	8.9	1.2	3.6	4.8	9.1	0.5	1.2	8.3	9.0
59	蛭ヶ谷川 萩間川合流手前	7.5	7.9	1.4	4.0	5.4	5.0	0.5	1.5	4.3	7.5
60	白井川 白井神社前	7.8	8.4	1.0	6.0	4.8	6.1	15	2.7	5.3	8.7
61	白井川 宮本下	7.5	7.9	2.4	9.6	5.6	5.0	4.9	5.6	2.9	8.6
62	土沢川 無名橋(白井494番地4地先)	7.5	7.7	2.0	1.4	4.1	3.4	0.7	0.5未満	7.6	9.4
63	白井川 萩間小学校前	7.8	7.7	1.2	6.2	4.6	5.4	0.5未満	3.0	7.9	10.3
64	白井川 萩間川合流手前	8.4	7.8	1.0未満	6.0	4.6	4.0	0.7	2.8	11.8	10.3
65	萩間川 河原橋	7.7	7.8	3.2	2.8	4.0	3.6	0.9	1.3	7.9	11.1
66	萩間川 水神橋	7.7	7.7	2.4	2.8	3.9	3.4	0.5未満	0.5未満	7.9	10.6
67	萩間川 女神・松本境	8.2	8.0	2.4	4.6	4.4	5.5	0.5未満	4.8	10.8	11.8
68	久保井川 久保井川橋	7.5	7.9	5.8	1.0	2.9	3.6	0.5未満	0.8	8.1	11.0
69	時ヶ谷川 宮代橋	6.8	7.5	4.0	1.0未満	5.2	2.5	1.2	0.6	7.7	11.3
70	菅ヶ谷川 萩間川合流手前	8.9	8.2	3.2	1.0未満	3.9	3.0	0.5未満	0.5未満	11.1	12.5
71	萩間川 東中橋	7.8	7.9	4.6	2.0	4.1	3.8	0.5	1.1	8.0	11.4
72	柳田川 萩間川合流手前	7.2	7.6	3.4	1.2	3.3	3.2	0.6	0.5未満	7.1	10.5
73	藤沢川 萩間川合流手前	9.5	7.8	3.2	2.0	4.5	5.0	1.0	2.5	10.9	9.4
74	堀之内川 萩間川合流手前	9.8	7.7	1.8	1.4	6.4	6.2	0.5未満	1.0	17.5	10.7
75	天の川 無名橋(大沢839番地9地先)	9.6	8.4	4.8	1.2	7.3	4.7	0.5未満	1.6	10.9	11.4
76	天の川 萩間川合流手前	9.4	8.0	8.8	2.4	8.8	8.0	0.5未満	3.6	14.2	9.2
77	三の丸裏都市下水路 萩間川合流手前	7.3	7.4	5.8	7.4	9.7	16	6.0	14	4.7	4.0
78	萩間川 湊橋	7.5	7.6	6.0	5.2	3.4	3.7	0.5未満	0.5未満	5.9	6.3
79	江湖川 江湖橋	7.7	7.7	9.6	16	7.5	7.0	0.9	3.6	5.8	5.3
80	萩間川 河口	7.7	7.9	5.2	5.4	4.5	3.8	0.5未満	0.6	6.0	4.1
81	大磯川 大磯川	7.8	7.9	7.4	1.0	3.2	1.7	0.5未満	0.5未満	8.6	10.5
82	大磯川支流 大磯川3本下	7.7	7.7	6.2	1.8	6.2	4.3	1.2	1.8	9.4	8.6
83	樋尻川 樋尻川合流ポイント	7.4	7.6	5.8	4.8	9.2	13	6.9	6.6	3.4	4.2
84	樋尻川 水門手前	7.7	7.6	13	13	17	15	13	10	5.0	3.6
85	大久保川 河口	9.7	7.6	6.2	30	13	19	5.9	18	20.0	6.9
86	須々木川支流 須々木川合流手前	8.7	8.7	3.8	4.0	9.7	3.1	7.5	0.5未満	8.6	12.7
87	須々木川 通学路下	8.2	8.4	8.6	1.0	5.4	4.7	1.7	1.3	9.6	12.0
88	地代川 太平洋岸自転車道下	8.7	8.2	7.2	2.6	8.9	9.4	3.5	4.9	13.2	10.1
89	東沢川 東沢橋(旧道)	8.2	8.4	3.4	1.0未満	5.1	3.7	0.7	1.1	10.7	13.0
90	地頭方都市下水路 河口	7.4	7.4	18	13	28	30	29	14	3.0	6.3
91	箴川支流 ミヅ付近排水路	7.8	7.8	7.2	4.0	10	5.5	2.6	1.5	7.6	11.4
92	箴川支流 箴川合流手前	9.5	9.0	3.6	2.4	9.0	5.7	1.1	1.2	13.3	12.7
93	新溝川 豊岡橋	7.4	7.7	15	2.0	7.6	5.2	1.8	1.6	5.6	12.1
94	新溝川 箴川合流手前	7.3	7.5	4.6	1.2	6.4	4.6	0.8	1.2	7.4	10.8
95	大原川 グループホーム相良の家前	7.1	7.3	2.2	4.4	4.9	5.5	2.2	2.9	9.9	11.8
96	遠渡都市下水路 河口	7.9	7.8	2.2	1.0未満	6.2	3.4	1.6	0.9	9.2	10.6
97	蛭ヶ谷川 蛭ヶ谷大橋と蛭ヶ谷橋の中間地点	8.3	8.0	2.8	7.4	4.8	4.7	1.3	2.5	10.1	8.6
環境基準(河川B類型)		6.5～8.5		25以下		—		3以下		5以上	

環境基準:環境省告示第59号 昭和46年12月

網掛け:環境基準に適合しないもの。坂口谷川本流、勝間田川本流及び萩間川本流萩間川本流以外の調査地点は類型指定がないが、

参考として萩間川本流の河川B類型の環境基準との比較を行った。

【大腸菌群数調査結果】

(単位：MPN/100ml)

調 査 地 点 名	採 取 日	調 査 結 果	環 境 基 準
萩間川（相良中学校前）	平成 26 年 7 月 16 日	54,000	5,000 以下
	平成 27 年 1 月 17 日	9,400	
勝間田川（後川橋）	平成 26 年 7 月 14 日	54,000	
	平成 27 年 1 月 13 日	13,000	
坂口谷川（細江第 1 機場前）	平成 26 年 7 月 28 日	35,000	
	平成 27 年 2 月 9 日	3,300	

環境基準:環境庁告示第 59 号(昭和 46 年 12 月)

2 環境活動団体

(1) 環境活動団体

職業・所属団体等	活動内容	活動場所
カメハメハ王国	- アカウミガメの保護 - 自然環境保護 - カメの生態調査 - 砂浜保全	牧之原市内の河川・海岸線
まきのはら水辺の楽校	- 米づくり体験（田植え～籾摺り） - 川や田んぼの生きもの観察 - 各種自然体験、植樹体験 - ネイチャーゲーム - 正月用しめ縄づくり、餅つき体験	- 市内の河川・海岸 - 榛原ふるさとの森
フォーラム海岸環境グループ	砂浜保全	相良サンビーチ
相良里山自然教室の会	里山自然教室、自然観察・自然学習、ネイチャーゲーム 生物採取 朝礼での話「自然に親しむ」	すすき幼稚園裏山
楽遊会	自然環境、里山づくり 公園づくり、海岸・松林の保護	菅山区（西山寺） （岩倉山）
時ヶ谷桜会	炭焼き体験教室	菅山区（時ヶ谷地区）
めだかの会	自然体験学習	地頭方地区
静波海岸ボランティアの会	静波海岸周辺（保安林等）の整備	静波海岸（第1線防風林）
榛原里やまの会	里山保全、自然体験学習	空港周辺の里山（坂口） （赤坂の池、千頭ヶ谷等）
里山・榛原ふるさとの森 谷津田クラブ	米づくり体験（田植え～籾摺り） 生きもの観察（川、田んぼ、海） （海…潮干狩り及び汽水域生きもの） 各種自然体験 （植樹、川釣り、ネイチャーゲーム、海草押し葉づくり、正月用しめ縄づくり、餅つき体験） 浜岡原発温水利用	榛原ふるさとの森



海岸に上陸したアカウミガメ

(2) リバーフレンドシップ

リバーフレンドシップとは住民と行政による協働事業のことです。住民や利用者などがリバーフレンド(川のともし)となり、川の清掃や除草などの河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としています。

河 川 名	職業・所属団体など	活動場所
萩 間 川	リバーフレンドシップ中西 (上) グループ	中西橋～上流 440m
	リバーフレンドシップ中西 (中) グループ	中西橋～下流 210m
	リバーフレンドシップ中西 (下) グループ	中西橋下流 210m～360m
	リバーフレンド西萩間	中谷橋～石上橋下流 210m
	相良中学校 相良球友会 RF 部	湊橋上流 360m～495m (左岸)
	リバーフレンド男神前組	白井川合流点下流 60m～510m (左岸)
		萩間川合流点～下流 60m (左岸)
白井川	リバーフレンド男神裏組	天神橋～萩間川合流点 (左岸)
坂口谷川	坂 6 リバーフレンド	星久保橋～堂ヶ谷橋 (右岸)
	坂 5 リバーフレンド	門前橋～星久保橋 (右岸)
	坂 4 リバーフレンド	河原崎橋～八ツ枝橋 (左岸)
	坂 1 リバーフレンド	河原崎橋～八ツ枝橋 (右岸)
	坂部区リバーフレンド	御馬ヶ谷橋～河原崎橋 (右岸)
	坂 3 リバーフレンド	万代橋～河原崎橋 (左岸)
	榛南ライオンズクラブ	大正橋～御馬ヶ谷橋 (右岸)
	坂口谷川を守る会	樋泉橋～佐々木橋
	夫婦慎保存会	寄子橋～十石橋 (右岸)
勝間田川	西の谷ビューティフル	高橋上流～智生寺橋下流 (左岸)
	勝間ビューティフル	学橋～高橋上流 (左岸)
	リバーフレンド大沼	樋口橋上流～学橋 (左岸)
	リバーフレンド法士	勝間川合流点～樋口橋上流 (左岸)

河 川 名	職業・所属団体など	活動場所
勝間田川	勝間田川を守る新戸 （上）グループ	西川橋～清水橋（右岸）
	勝間田川を守る新戸 （下）グループ	千両西川橋下流～西川橋（右岸）
	リバーフレンド庄内	竹橋～上流（右岸）
	牧之原市まちづくり 実行隊環境グループ	深谷橋～竹橋（右岸）
	橋向イチロク会	秋葉橋～深谷橋（右岸）
	リバーフレンド西町	後川橋下流 80m～勝間田川橋（左岸）
三栗川	三栗リバーフレンド	高橋～大溝川合流点
朝生川	朝生川上美化会	宝蔵庵橋～三ヶ谷橋
	朝生川下美化会	勝間田川合流点～宝蔵庵橋

(3) アダプトロード・プログラム

職業・所属団体など	活動場所
女神花の会	女神花壇
西萩間花の会	西萩間花壇
さがら牧之原花の会	牧之原ふれあい花壇
東福田（ひがしふんだ）フラワーフレンド	東福田花壇
共和建設(株)親和会	市道落居海岸 1 号線 ～ 東沢橋
美緑路（びろーど）布引原	牧之原郵便局前 ～ 旧名 市道大沢原 5 号線
矢崎部品株式会社榛原事業所	牧之原郵便局前 ～ 旧名 市道大沢原 5 号線
有限会社二葉測量設計事務所	国道 150 号榛原庁舎入口交差点～観光センター交差点



ラブジアースミーティング
における海岸清掃の様子



さがら牧之原花の会による道路美化活動
（アダプトロード・プログラム）

3 各課の取組

		H26							H27		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
総務部	総務課 行政係・人事係	時間外勤務の抑制	前回比より減少	約一割減 31,720→ 28,601	○	前回比より減少	約2割増 31,722→ 38,911	×	時間外勤務の抑制	前回比より減少	前回比より減少
	管理(情報)課 管財契約係	電力使用量の削減	前回比より減少	約20%削減	◎	契約量の維持	約13%削減	○	電気使用量の削減	前回比より減少	使用量の維持
	情報システム係	紙の使用量削減	前回比より減少	10%増 ※9月2%減	×	コピー機の使用量減	約20%増	×	紙の使用量削減	前回比より減少	使用量の維持
	防災課 防災交通係・消防係	廃棄物の削減	前年度同期比5%減	事業量増加により増加	△	前年度同期比5%減	3%減	○	紙の使用量削減	前年同期比5%減	前年同期比5%減
	危機管理課 危機管理係・原子力防災係	廃棄物の削減	優先順位をつけ印刷	削減に至らず	△	優先順位をつけ印刷	削減に至らず	△	紙の使用量削減	資料のチェック体制強化	資料のチェック体制強化
政策協働部	秘書広報課 秘書広報係・	HP閲覧数の増加	1日アクセス数 1,050人 (前年比101%)	1,063人 (103%)	○	1日アクセス数 1,050人 (前年比120%)	1,088人 (124%)	○	紙の使用量削減	HP閲覧者数増	HP閲覧者数増
	地域外交係								訪日客のマナー向上	市受け入れ旅行者の80%指導	市受け入れ旅行者の80%指導
	地域政策課 地域政策係	環境意識の向上	ファシリテーター研修1回、地区でのサロン開催	研修1回、地区サロン計4回	○	ファシリテーター研修1回、地区でのサロン開催	研修1回、サロン15回	○	公共施設マネジメントの推進	基本方針の策定、体制整備	対話の場の設置、基本計画
	地域創生係	H27新設									
	企画課 企画調整係	紙の使用量削減	両面印刷及び印刷前原稿のチェック実施率100%	頁数の多い資料の印刷前に職員間で原稿のチェックを行った。	○	統計書等の適正部数の印刷	原稿チェックを行い、適正部数の印刷。	○	公用車の使用削減	出張時のバスの利用	単独出張時のバス利用率80%
	空港交通係								公共交通の利用促進	前年度の実績HP掲載	広報紙でのPR

		H26							H27		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
政策 協働 部	財政課 財政係	紙の使用量削減	印刷ミスの防止・資料のスリム化	査定資料の印刷ミスなし	○	印刷ミスの防止・資料のスリム化	予算書の印刷ミスなし	○	紙の使用量削減	印刷ミスの防止・資料のスリム化	印刷ミスの防止・資料のスリム化
市民 生活 部	市民課 市民窓口係	電気使用量の削減	階段利用の呼びかけ	50%	△	階段利用の呼びかけ	60%	△	電気使用量の削減	パソコン室内灯の節電前年度比1%減	パソコン室内灯の節電前年度比1%減
	国保年金係・後期高齢者医療係	再利用品の利用	全ての配布物を再利用品に	100%	○	全ての配布物を再利用品に	100%	○	紙の使用量削減	両面・裏紙利用率80%、	両面・裏紙利用率80%、
	相良窓口課 総合窓口係・市民係	二酸化炭素の削減	来場者（市民）のCO2削減	来場者の増加	◎	来場者（市民）のCO2削減	来場者の増加	◎	窓口業務の効率化	通年実施	通年実施
	税務課 市民税係	紙の使用量削減	電子申請による資料数量の前年度比5%減	電子申告増加に伴い、資料減	○	電子申請による資料数量の前年度比5%減	電子申告増加に伴い、資料減	○	紙の使用量削減	電子申告前年度比2%増	電子申告前年度比2%増
	資産税係	紙の使用量削減	電子申告件数の前年度比5%増	H26 479 件 5%減	△	電子申告件数の前年度比5%増	H26 479 件 5%減	△	紙の使用量削減	電子申告前年度比2%増	電子申告前年度比2%増
	納税課 収納管理係	紙の使用量削減	前年度比5%減	廃棄量1.5倍増	×	前年度比5%減	廃棄量若干増	×	紙の使用量削減	前年度同期比5%減	前年度同期比5%減
	収納推進係	時間外勤務の削減	前年度比5%減	H25 315h H26 181h	○	前年度比5%減	H25 382h H26 255h	○	時間外勤務の削減	前年度同期比5%減	前年度同期比5%減
	環境課 環境衛生係	浄化槽の推進	普及率の向上	補助金交付執行率 50%	○	普及率 35%⇒36%	普及率 38%	◎	浄化槽の推進	普及率の向上	普及率39%
	環境課 環境政策係	環境フェアの開催	イベント準備	・約70団体へ参加呼びかけ	◎	イベント開催	10団体参加	◎	環境フェアの開催	70団体呼びかけ	10団体以上の参加
健康 福祉 部	社会福祉課 地域福祉係	電気使用量の削減	前年度比3%減	1.4%減	△	前年度比3%減	1.4%減	△	電気使用量の削減	前年度比1%減	前年度比1%減

		H26							H27		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
健康福祉部	障害者支援係	指定管理施設での EA21 の実施	2度施設を訪問し、現状、計画を確認	100%	○	2度施設を訪問し確認。	100%	○	指定管理施設での EA21 の周知	各施設での計画策定	訪問時確認、アドバイス
	生活支援係	郵送料、紙使用量の削減	切手代約1,000円削減	70%	○	切手代約1,500円削減	70%	○	封筒の使用量削減	印刷製本費前年度比3%減	印刷製本費前年度比3%減
	高齢者福祉課介護支援係	環境意識の向上	介護サービス事業所会議で周知2回	会議及び現地にて啓発	○	事業者指導にて10事業所以上実施	EA21実践10カ条の周知を実施	○	環境意識の向上	介護サービス事業所会議で周知2回	事業者指導にて10事業所以上実施
	長寿支援係	外部団体への環境意識の啓発	各老人クラブへ情報提供1回	未実施	×	サロンでの情報提供1回	未実施	×	環境意識の向上	老人クラブ連合会等での情報提供	サロンでの周知
	医療介護総合推進係	H27新規							環境意識の向上	地域医療を支えるはいなんの会への情報提供	地域医療を支えるはいなんの会への周知
	子ども子育て課子育て支援係・	環境教室の開催	クラブ3回、児童館2回開催	クラブ3回、児童館1回開催	○	指導員研修会1回	未実施	×	環境意識の向上	児童クラブ1箇所、児童館で1回環境教室開催	児童クラブ1箇所、児童館で1回環境教室開催
	家庭児童相談係・								紙の使用量削減	リサイクル用紙・裏紙利用率100% (外部資料除く)	リサイクル用紙・裏紙利用率100% (外部資料除く)
	幼保支援係								公立幼保園での電気使用量の削減	前年比増減20%以内	前年比増減20%以内
	健康推進課スポーツ健康係	環境紙芝居の実施	環境を意識したウォーキングマップの作成(年1回)	未作成	△	環境を意識したウォーキングマップの作成(年1回)	未作成	△	自然とのふれあいの場の提供	カヌー教室等3回	ウォーキング教室3回
	成人健康係	環境負荷の少ない食生活の推進	地産地消費を意識した講座(2回/年)	2回	○	食育推進計画の策定	2回	○	環境負荷の少ない食生活の推進	地産地消を意識した講座2回	地産地消を意識した講座2回
	母子健康係	環境負荷の少ない食生活の推進	おめでた講座(年6回)離乳食教室(年12回)	各3回実施、6回実施	○	おめでた講座(年6回)離乳食教室(年12回)	各3回実施、6回実施	○	環境負荷の少ない食生活の推進	地域食材の離乳食講座6回 パパママおめでた講座3回	地域食材の離乳食講座6回 パパママおめでた講座3回

		H26							H27		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
産業経済部	農政課 農地農政係	耕作放棄地解消及び集積	目標面積 0.7 ha	1.0 ha	○	目標面積 1.3 ha	0.63 ha	△	農地の利用 集積	集 積 目 標 面 積 1ha	集 積 目 標 面 積 1ha
	基盤整備係	農業施設の適 正管理	排水機場の草 刈り、ため池5 か所の点検な ど	7月に実施	○	定期点検の実 施10か所	ため池12か所 の点検実施	○	農業施設の 適正管理	排水機場の草刈 り、ため池5か所 の点検など	定期点検の実 施10か所
	お茶特産課 お茶振興係	環境保全型農 業振興と食の 安全の確保	会議でのペット ボトルの使用禁 止	100%実施	○	会議でのペット ボトルの使用禁 止	100%実施	○	環境保全型 農業振興と 食の安全の 確保	会議でのペットボ トルの使用禁止	会議でのペット ボトルの使用禁 止
	特産振興係	海岸保全 眺望景観の保 全	松くい虫被害木 (松枯れ)前年 度比5%減	松くい虫被害木 パトロール・調 査 を 実 施 (50%)	△	松くい虫被害木 (松枯れ)前年 度比5%減	松くい虫被害木 パトロール・調 査を実施	△	海岸保全 眺望景観の 保全	松くい虫被害木 (松枯れ)前年度 比5%減	松くい虫被害木 (松枯れ)前年 度比5%減
	商工観光課 商工振興係	イベント等で の環境意識の 啓発	2 回開催	軽トラ市3回、 夢舞台 in ミルキ ーウェイ 1 回	○	2 回開催	産業フェア (環境フェア同 時開催)	◎	イベント等で の環境意識 の啓発	2 回実施	2 回実施
	企業立地係	市内企業への 環境意識の啓 発	10 社に取組依 頼	23 社に確認。2 社で太陽光実 施。	○	10 社に取組依 頼	1 社で太陽光を 設置	○	市内企業へ 環境意識の 啓発	10 社に取組依頼	10 社に取組依 頼
	観光振興係	イベント等で の環境意識の 啓発	年間6事業実施	5事業実施	◎	年間6事業実施	1事業実施	○	イベント等で の環境意識 の啓発	年間 6 事業実施	年間 6 事業実施
	市民相談係	環境教室の開 催	3 回開催	10 回実施	◎	消費生活展の 開催	一回実施	◎	環境教室の開 催	5 回開催	消費生活展の 開催
建設部	建設管理課 管理係	不法投棄の防 止	0件	7件	△	0件	3件	△	不法投棄の 減少	道路際草刈1回 実施 発生件数 0件	道路際草刈1回 実施 発生件数 0件
	住宅地籍係	相乗りによる 公用車の使用 削減	CO2 削 減 率 20%	5回現場へ向か う内、1回は相 乗りを実施	○	CO2 削 減 率 22.5%	4.4回現場へ向 かう内、1回は 相乗りを実施	○	公用車の使 用削減	CO2削減率25% (4回現場へ向か う内、1回は相乗 りを実施)	CO2削減率25% (3.6回現場へ向 かう内、1回は相 乗りを実施)
	建設課 道路係	相乗りによる 公用車の使用 削減	CO2 削 減 率 20%	4.4%	△	CO 2 削 減 率 25%	3.1%	△	公用車の使 用削減	CO2削減率5%	CO2削減率5%

		H26							H27		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
建設部	河川係	工事写真の電子化	電子化率40%	0% 未完成のため	△	電子化率60%	4件中3件75%	○	工事写真の電子化	電子化率40%	電子化率60%
	維持係	不法投棄の防止	実施率100%	実施率100%	○	実施率100%	実施率100%	○	不法投棄の防止	実施率100%	実施率100%
	都市計画課 都市建築係	紙の使用量削減	リサイクル用紙 使用率40%	リサイクル用紙 使用率 40%	◎	リサイクル用紙 使用率40%	リサイクル用紙 使用率 30%	○	公用車の使用削減	土地利用委員会 での使用4台	土地利用委員会 での使用4台
	公園係	相乗りによる 公用車の使用削減	CO2削減率 20%	10%	△	CO2削減率 25%	20%	○	紙の使用量削減	裏紙使用20枚以上/日	裏紙使用20枚以上/日
	水道課 業務係	電子申請による紙使用量削減	電子申請に向け選定	選定実施	○	電子申請2種類導入	導入完了	○	業務改善による作業等削減	口座振替率の向上	口座振替率の向上
	工務係	水道管の耐震化の推進	耐震化率14.9%	14.90%	○	耐震化率15.7%	15.9%	○	水道管の耐震化の推進	耐震化率16%	耐震化率17%
会計課	会計課 出納係	時間外勤務の削減	掲示板による周知	月3回100%実施 新採研修会を開催	○	研修会(新採)1回実施	前期に実施済み。	○	伝票起票枚数削減	起票数150件削減	起票数300件削減
議会	議会事務局	紙の使用量削減	電子化率30%	一般質問等をデータ連絡	◎	電子化率 40%	一般質問等をデータ連絡	◎	紙の使用量削減	電子化率40%	電子化率50%
教育文化部	教育総務課 総務係	後援事業の環境配慮	50%以上実施	16件中12件 実施率75%	○	50%以上実施	37件中23件 実施率62%施	○	環境配慮のイベント推進	後援事業の55% 実施	後援事業の 55%実施
	施設係	廃棄物のリサイクル化	発生廃棄物のリサイクル率 50%以上	施行中のため、 実績です	-	発生廃棄物のリサイクル率 50%以上	廃棄物 5.74t リサイクル 2.78t リサイクル率 48.4%	△	建設廃棄物のリサイクル	55%以上	55%以上
	給食センター	電気使用量の削減	目標電力160kW	設定以下で運用できた	○	目標電力160kW	設定以下で運用できた	○	電気使用量の削減	前年比5%減	前年比5%減
	学校教育課 管理係	時間外勤務の削減・年間使達	前年度比15%、 使達回数10%減	前年度並み	△	前年度比15%、 使達回数10%減	前年度より増 学校訪問時に持参し、減。	△	紙使用量の削減	前年比 5%減	前年比 10%減

		H26							H27		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
教育文化部	指導係	環境教育の取組推進	アースキッズプログラムの実施	片浜小15名	◎	アースキッズプログラムの実施	坂部小 18 名	◎	環境学習機会の提供	アースキッズプロジェクト、ゴミ処理体験	アースキッズプロジェクト
	社会教育課 社会教育係	環境図書の充実	環境図書の紹介	新規購入した環境図書のコーナー設置	○	環境学習会開催、両館で20冊以上購入	両館で24冊購入	○	環境図書の充実	新規購入した環境図書のコーナー設置	環境学習会開催、両館で20冊以上購入
	文化振興係	再生可能エネルギーの推進	太陽光発電設備入札、契約	契約完了	○	太陽光発電設備設置完了、LED化	事業完了	○	電気使用量の削減	LED設置を計画する	LED設置予算を編成する
小中学校	相良小学校	環境教育の充実	校内愛校活動1回、校外愛好活動1回	各学年の行事に合わせ実施	◎	校外愛好活動1回以上	予定以上に実施	◎	環境教育の充実	校内外愛校活動1回、アルミ缶・エコキャップ回収、環境学習	愛校活動1回以上、アルミ缶・エコキャップ回収、環境学習
	片浜小学校	環境教育の充実	愛校活動、雑紙回収、奉仕活動の実施	6年生を中心に実施	◎	愛校活動、節電節水の実施	全校で実施。環境美化教育優良校の受賞	◎	環境意識の向上	校内環境整備、雑紙回収、栽培活動・勤労体験	
	菅山小学校	紙の使用量削減	テレビ・パソコンの活用による紙削減のマニュアルづくり	内容の検討	△	テレビ・パソコンの活用による紙削減のマニュアルづくり	内容の検討	△	紙の使用量削減、環境意識の向上	会議のペーパーレ化、授業での機器利用の取組を紹介、リサイクル活動の見える化	会議のペーパーレ化、授業での機器利用の取組を紹介、リサイクル活動の見える化
	萩間小学校	児童の環境意識向上	学校評価「雑紙、栽培分野」それぞれ70、80%以上	雑紙回収評価児童60% 保護者73% 栽培活動評価児童72%	△	雑誌回収70%以上 栽培分野90%以上	雑紙回収評価児童53% 保護者72% 栽培活動評価児童85%	○	環境意識の向上	栽培活動の実施	
	地頭方小学校	環境教育の充実	野菜の栽培、地産地消100%	全学年栽培活動参加	◎	地域の方や作物に感謝、地産地消100%	全学年栽培活動参加、感謝	◎	環境教育の充実	野菜の栽培、地産地消100%	地域の方や作物に感謝
	川崎小学校	環境教育の充実	エコ活動の充実、牛乳パックリサイクルの推進	アルミ缶回収の実施	◎	エコ活動の充実、牛乳パックリサイクルの推進	アルミ缶回収、委員会活動の実施	◎	環境教育の充実	エコ活動、環境学習の定着と推進、栽培活動の充実	エコ活動、環境学習の定着と推進、栽培活動の充実
	細江小学校	環境教育の充実	雑誌、アルミ缶、節水、節電	アルミ缶・雑紙週1回収	◎	環境雑誌、アルミ缶、節水、節電	アルミ缶・雑紙週1回収継続	◎	環境教育の充実	雑紙アルミ缶回収、植物栽培、緑のカーテン、生き物観察	雑紙アルミ缶回収、植物栽培、落ち葉拾い

		H26							H27		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
小中学校	勝間田小学校	環境教育の充実	アルミ缶回収4回、節電、節水等の環境教育	アルミ缶回収月1回、無農薬野菜の栽培・緑のカーテン	○	アルミ缶回収5回	アルミ缶回収月1回、無農薬野菜の栽培、環境学習の実施	○	環境教育の充実	アルミ缶回収、野菜の栽培、緑のカーテン作成	アルミ缶回収、雑紙回収、節電・節水、野菜の栽培
	坂部小学校	環境教育の充実	環境教育の実施 アルミ缶60kg、エコキャップ600個	アースキッズ等実施 アルミ缶90kg、エコキャップ1200個	◎	アルミ缶60kg、エコキャップ600個	アースキッズ等実施 アルミ缶60kg、エコキャップ600個	◎	環境教育の充実	アルミ缶60kg、エコキャップ2kg	アルミ缶60kg、エコキャップ600個
	相良中学校	ごみの削減	ごみ量前年比10%減	前年実績揭示	○	ごみ量前年比10%減	呼びかけ	○	ごみの削減	ごみ量前年比90%	
	榛原中学校	電気使用量の削減	電気使用量56,000KWh	54,339kWh	◎	電気使用量54,000KWh	56,907kWh、前年度比では減	○	電気使用量の削減	電気使用量55,000kWh	電気使用量54,000KWh
	牧之原小学校	環境教育の充実	夏野菜、植物の栽培	夏野菜、植物の栽培	○	清掃活動充実	清掃開始の放送や清掃チェックカード	○	環境教育の充実	野菜、植物栽培、食育	清掃活動充実
	牧之原中学校	環境教育の充実	茶摘み(販売)梅・夏野菜収穫	茶摘み(販売)梅・夏野菜収穫	◎	茶園施肥・除草冬野菜	茶園施肥・除草冬野菜 収穫	◎	環境教育の充実	茶摘み(販売)梅・夏野菜収穫	茶園施肥・除草冬野菜
幼稚園・保育園	菅山保育園	環境教育の充実	野菜栽培、散歩	7種類野菜栽培、散歩30回	○	野菜栽培、散歩	5種類野菜栽培、散歩33回	○	環境意識の向上	野菜栽培、散歩	野菜栽培、散歩
	萩間保育園	環境意識の向上	緑のカーテン、野菜、花の栽培、園外保育の充実	散歩、夏野菜の栽培、グリーンカーテン	○	野菜の栽培、園外保育の充実など	散歩、花の栽培	○	環境意識の向上	緑のカーテン、野菜、花の栽培、園外保育の充実	
	地頭方保育園	環境意識の向上	園外保育の充実、野菜や花の栽培	野菜の栽培、収穫	○	園外保育の充実、野菜や花の栽培	野菜の栽培、収穫	○	環境意識の向上	古紙遊び、グリーンカーテン、野菜作り	古紙遊び、グリーンカーテン、野菜・花作り
	牧之原保育園	環境意識の向上	エコキャップ回収、野菜栽培、お便りでの呼びかけ	エコキャップを17kg	○	エコキャップおもちゃ作り、お便りでの呼びかけ	2回実施	○	環境意識の向上	環境教室の実施、エコキャップの回収、野菜栽培	ゴミの分別、花の栽培
	細江保育園	環境意識の向上	野菜・花の栽培	野菜収穫、グリーンカーテン実施	○	野菜・花の栽培	花の栽培実施	○	H27より指定管理のため、対象外		

		H26							H27		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
幼稚園・保育園	勝間田保育園	環境意識の向上	野菜栽培、散歩	散歩、グリーンカーテンの実施	○	野菜栽培、散歩	散歩、冬野菜の栽培	○	環境意識の向上	野菜栽培、グリーンカーテン、アルミ缶回収など	野菜栽培、アルミ缶回収など
	坂部保育園	環境意識の向上	分別学習、紙のリサイクル	保護者への周知、紙遊び	○	園外保育の充実、野菜の栽培	収穫野菜の調理	○	環境意識の向上	野菜栽培、紙の有効利用	野菜栽培、アルミ缶回収
	相良幼稚園	環境意識の向上	ごみの分別、野菜の栽培	ゴミ意識の向上、収穫野菜の調理	○	ごみの分別、野菜の栽培	ゴミ意識の向上、収穫野菜の調理	○	環境意識の向上	ごみの分別、野菜の栽培	
	地頭方幼稚園	環境意識の向上	園外散歩の充実、野菜の栽培、調理	茶摘み、夏野菜の栽培、調理	○	園外散歩の充実、野菜の栽培、調理	収穫野菜の調理	○	環境意識の向上	野菜栽培、アルミ缶等回収、園庭の芝生化	野菜栽培、アルミ缶等回収
消防署	消防本部総務課	電気使用量の削減	1日2時間消灯	実施できているが使用電力量は増加	△	1日2時間消灯	実施できているが使用電力量は増加	△	電気使用量の削減	各月平成26年度比以下	各月平成26年度比以下
	予防課	火災報知器の現地調査	全戸調査1,000件	2,247件実施	○	全戸調査2,000件	2,500件実施	○	住宅用火災警報器の普及啓発	2000件調査	未設置宅の再調査
	通信指令課	紙の使用量削減	印刷率の30%削減	事案終了書の印刷削減	◎	印刷率の10%削減	事案終了書の印刷削減	◎	紙の使用量削減	印刷率の10%削減	印刷率の10%削減
	警防・救急・救助グループ	紙の使用量削減	文書の優先順位化	個々に努力	△	文書の優先順位化	個々に努力	△	紙の使用量削減	文書の優先順位化	文書の優先順位化

4 参考資料

(1) 浄化槽

- ① 法定検査…検査機関＜一般財団法人 静岡県生活科学検査センター054-621-5030＞
合併処理浄化槽を設置すると、浄化槽法に基づいた検査や点検、また清掃が義務付けられています。

合併処理浄化槽の機能を長続きさせるため、定期的な検査を実施しましょう。

検査内容

外観検査	設置状況・消毒実施状況・蚊ハエなど発生状況・悪臭発生状況など
水質検査	水素イオン濃度 (pH) ・溶存酸素量 (DO) ・透視度・残留塩素濃度など
書類検査	保存している保守点検記録・清掃記録

ア 第7条検査

- ・浄化槽を設置して、初めに1回だけ行います
- ・新設の半年後から2カ月の間の水質検査
- ・設置した浄化槽が有効に機能しているかを検査するものです。
- ・費用は11,500円

イ 第11条検査

- ・7条検査を行った翌年から毎年1回行います
- ・費用は6,000円
- ・保守点検・清掃・法定検査の記録は3年間保存してください。

② 保守点検（第10条義務）

- ・4カ月に1回以上実施するもの
- ・運転状況の調整修理や消毒薬の補充を実施する



③ 清掃（第10条義務）

- ・汚泥やスカムがたまると浄化槽の機能低下を起すため、年1回以上清掃し回復させる。

・清掃業者

相良地区

東環クリーン 52-0065 12,000円/m³＋遠距離輸送料

榛原地区

榛原衛生社 22-0839 13,500円（税抜き）



(2)大気

① 大気の汚染にかかる環境基準

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)

物 質	環境上の条件（設定年月日など）	測定方法
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
微 小 粒 子 状 物 質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と等価な値が得られると認められる児童測定器による方法
備考	1. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

② 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準 (平成13年4月20日 環境省告示第30号)

物 質		環境上の条件	測定方法
ベ ン ゼ ン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。	
	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。		
	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。		
	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。		

[大気汚染に係る指針]

・光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)

③ 光化学オキシダント

注意報等の発令基準

各観測ポイントにおける気象条件等を考慮し、次の注意報等が発令される。

発令区分	光化学オキシダント濃度
注 意 報	1 時間値0.12ppm以上 + 大気汚染状態が継続し被害が発生すると認められるとき。
警 報	1 時間値0.24ppm以上 + 大気汚染状態が継続すると認められるとき。
重大緊急警報	1 時間値0.40ppm以上 + 大気汚染状態が継続すると認められるとき。

(3)水質

① 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月環境庁告示第59号)

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/ℓ以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下
1, 2-ジク ロ ロ エ タ ン	0.004mg/ℓ以下
1, 1-ジク ロ ロ エ チ レ ン	0.1mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリク ロ ロ エ タ ン	1mg/ℓ以下

項 目	基 準 値
1, 1, 2-トリク ロ ロ エ タ ン	0.006mg/ℓ以下
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03mg/ℓ以下
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/ℓ以下
1, 3-ジク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002mg/ℓ以下
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ以下
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下
セ レ ン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふ っ 素	0.8mg/ℓ以下
ほ う 素	1mg/ℓ以下
1, 4-ジ オ キ サ ン	0.05mg/ℓ以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示59号に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと同規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100mℓ以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100mℓ以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ以上	—	
備考	1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 4. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用 水産 3 級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用 6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの 7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度						

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万㎡以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	ゴミ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—	
備考	1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 3. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 4. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 5. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度						

③ 海域

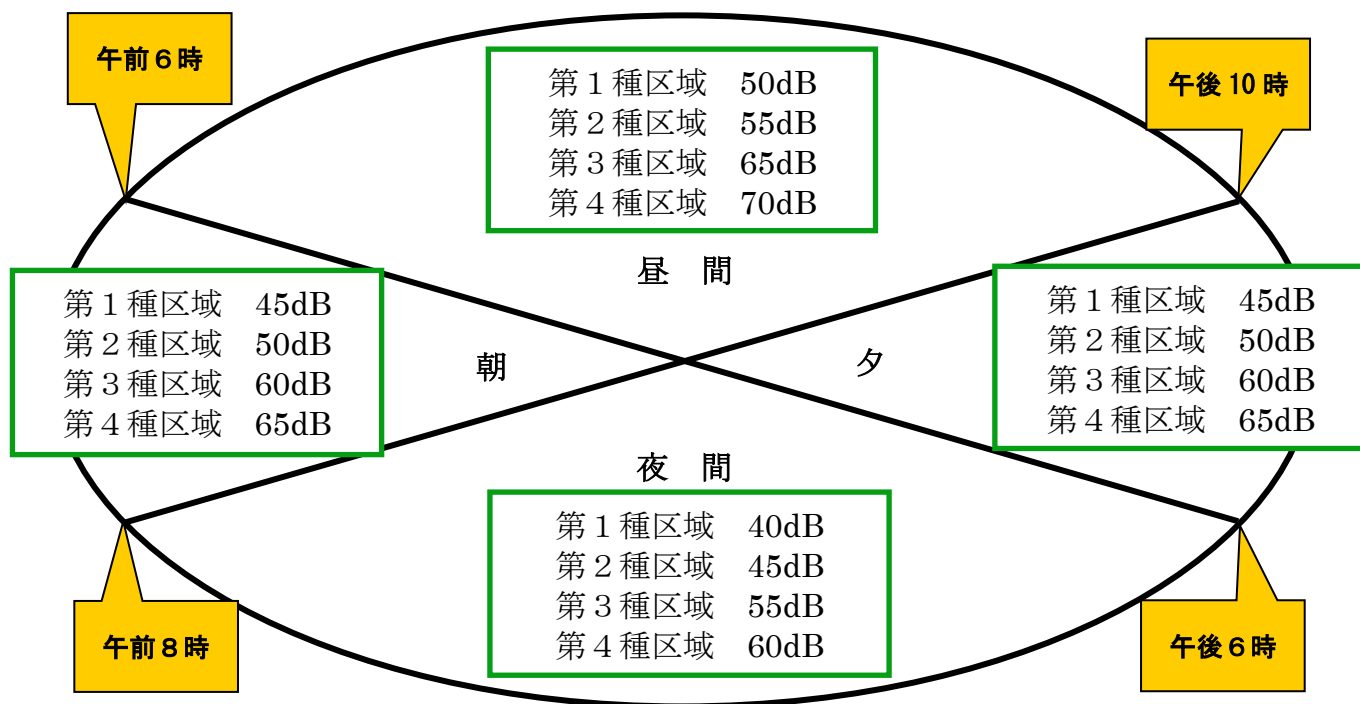
項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該水域 水域類型ごとに指定する水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質(油 分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと	
B	水産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されな いこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—	
備考	1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。 2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 水産2級：ボラ、ソリ等の水産生物用 4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度						

④ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

項 目		基準値	項 目		基準値
カドミウム		0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/ℓ以下
全シアン		検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/ℓ以下
鉛		0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン		0.03mg/ℓ以下
六価クロム		0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン		0.01mg/ℓ以下
砒素		0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/ℓ以下
総水銀		0.0005mg/ℓ以下	チウラム		0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀		検出されないこと	シマジン		0.003mg/ℓ以下
P C B		検出されないこと	チオベンカルブ		0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン		0.02mg/ℓ以下	ベンゼン		0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素		0.002mg/ℓ以下	セレン		0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン		0.02mg/ℓ以下	ふっ素		0.8mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/ℓ以下	ほう素		1mg/ℓ以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。				

(4) 騒音

① 規制基準



② 規制区域

区域	騒音規制法	県条例（県内全域が対象）
第1種	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種	第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、 第2種住居地域、 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	第1種区域、 第3種区域、 第4種区域、 } 以外の地域 都市計画区域外の用途地域の定めのない地域など
第3種	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域、 工業港区以外の分区(用途地域内の区域を除く。)
第4種	工業地域	工業地域、 工業専用地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域、 工業港区（用途地域のない区域を除く。）

※ 環境保全協定や公害防止協定において数値が個別に変更されている場合があります。

③ 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号 改正 平成12年3月28日環境庁告示第20号）

ア 一般地域

地域類型	基準値	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

イ 道路に面する地域

地域の区分		基準値	
		昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下
備考	車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間

		基準値	
		昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
		70dB 以下	65dB 以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。		

○ 騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定（平成11年3月26日 環境庁告示第277号）

地域類型	該当地域
A	騒音規制法に基づく第1種地域並びに騒音規制法に基づく第2種地域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種地域で、Aの地域の類型を当てはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種及び第4種地域

④ 航空機騒音に係る基準（昭和48年12月27日環境庁告示第154号 改正 平成12年12月14日環境庁告示第78号）

地域類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

（注）I をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

○航空機騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定（平成9年3月28日 静岡県告示第344号の3）

地域類型	該当地域
I	別表に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
II	別表に掲げる地域のうちIの地域の類型をあてはめる地域以外の地域（工業専用地域及び飛行場内を除く）
備考	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び工業専用地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。

別表

1	浜松市、磐田市、袋井市、浜北市、湖西市、舞阪町、新居町、雄踏町及び細江町の区域のうち別図1に表示する地域
2	焼津市及び大井川町の区域のうち別図2に表示する地域
3	島田市、牧之原市及び吉田町の区域のうち別図3に表示する地域
備考	この表に掲げる市町の区分は、平成21年3月31日における行政区画によって表示されたものとする。

別図1、別図2及び別図3（省略）

⑤ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号 改正 平成12年12月14日環境庁告示第78号）

ア 環境基準

地域類型	基準値
I	70dB 以下
II	75dB 以下

（注1）Iをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業用の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

（2）①の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

イ 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

以下（次表等）省略

○新幹線騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定（平成9年3月28日 静岡県告示第344号の4）

地域類型	該当地域
I	別表に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途の定めのない地域
II	別表に規定する区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
備考	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。

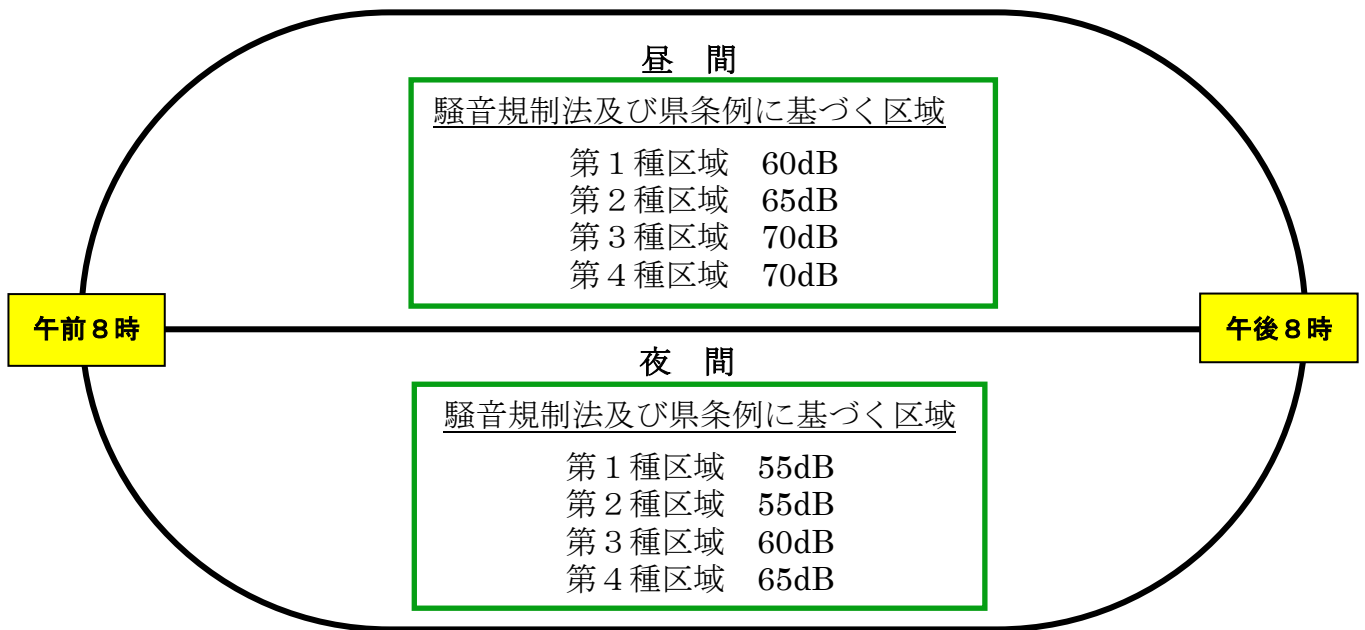
別表

静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ400m以内の区域（富士川、安倍川、大井川及び天竜川の橋りょうにかかる部分については別図1から4までに表示する区域とし、トンネル、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた工業専用地域、河川法（昭和39年法律167号）第6条第1項に規定する河川区域及び別図5に表示する区域を除く。）
--

別図1から5まで（省略）

(5) 振動

① 規制基準



② 規制区域

区域	騒音規制法	県条例（県内全域が対象）
第1種	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種	第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、 第2種住居地域、 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	第1種区域、 第3種区域、 第4種区域、 } 以外の地域 準都市計画区域など
第3種	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域、 工業港区以外の分区（用途地域内の区域を除く。）
第4種	工業地域	工業地域、 工業専用地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域、 工業港区（用途地域のない区域を除く。）

※ 環境保全協定や公害防止協定において数値が個別に変更されている場合があります。

③ 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について [指針]

- (ア) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70dBを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (イ) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

(6) 化学物質関係

① ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準 (平成11年12月27日環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値	備 考
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l以下	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	

② 土壌の汚染に係る環境基準 (平成9年3月13日環境庁告示第10号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。

シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。

(7) かおり・悪臭

① かおり

平成 13 年に環境省が日本各地から選定した「かおり風景 100 選」に本市を含む「牧之原・川根路のお茶の風景」が選ばれています。自然や生活、文化に根ざした香りのある地域として選定されたものです。

【県内で選定された地域】

- 牧之原・川根路のお茶・・・牧之原地区、川根地区
(牧之原市、島田市、掛川市、御前崎市、菊川市、吉田町、川根本町)
- 松崎町桜葉の塩漬け・・・松崎町
- 豊田香りの公園・・・磐田市
- 浜松のうなぎ・・・浜松市



② 悪臭

平成 18 年 12 月 1 日より、人の嗅覚で悪臭の規制を行う臭気指数規制を導入しました。これにより特定悪臭物質の物質濃度規制では補完できない複合臭や未規制物質の臭いの問題に対して、対応できるようになりました。

	臭 気 濃 度 規 制 (現在の規制)	物 質 濃 度 規 制 (以前の規制)
内 容	● 人間の嗅覚を用いて、においを総合的にとらえ規制する方法。 ● 種々のにおいが混在した場合、においの交互作用の影響を把握できる。 ● 複数の悪臭物質を排出している事業所に効果がある。	● 主に悪臭苦情が出る 22 物質を特定化。 (主にアンモニア、硫化水素など) ● 特定化した悪臭物質に対する規制値を設定し、悪臭苦情を防止する。
規制値	臭気指数 15 (市内全域) ※約 32 倍希釈相当の値 (楽に感知できるにおいの臭気指数を測定すると、15 前後の値になる)。	E 区域 (市内全域) ※窒素化合物、低級脂肪酸に中庸で、他の物質にきびしい基準値 (臭気指数 10 ～ 18 相当) を設定した区域。

(8) 平成 26 年度手数料及び補助金額

① 手数料

ア 畜犬手数料

	手 数 料	頻 度	再交付手数料※1	備 考
畜 犬 登 録	3,000円	1 回/頭	1,600円	転入時の登録料は無料
狂犬病注射	550円	1 回/年	340円	注射済票の交付手数料

イ 一般廃棄物収集運搬業許可 申請手数料

手 数 料	許可期間	備 考
5,000円	2 年	許可を受けるための審査手数料

② 補助金等

ア ごみ集積施設設置補助金

補助額 … 補助率 1 / 2 (※ 限度額 50,000 円)

イ 資源集団回収奨励金

奨励金 … 2 円/kg

対 象 … 新聞、ダンボール、雑誌、雑紙(ざつがみ)、牛乳パック、アルミ缶

ウ 浄化槽補助金額

	補 助 金 額	付 替 補 助 額
5 人 槽	199千円	365千円
7 人 槽	248千円	455千円
10人槽	328千円	602千円

付替補助の条件】

- ◆ 建築確認を伴わない
- ◆ 「単独浄化槽」から「合併処理浄化槽」への変更のみ補助対象
- ◆ 「汲取り式トイレ」からの変更は対象とはならない

※ 特別推進地区については別途上乘せあり。

エ 自然エネルギー利用推進事業

① 自然循環型太陽熱温水器

住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分が一体型のもの。

補助額は 1 基当たり 15,000 円。

② 強制循環型太陽熱利用システム

住宅の屋根等への設置に適した、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するシステムをいう。

補助額は 1 基当たり 30,000 円。



®環境省

エコアクション21

認証・登録番号 0001722

平成 27 年版 牧之原市の環境（別冊）

エコアクション 21・地球温暖化防止実行計画

環境活動レポート

牧之原市 市民生活部 環境課

〒421-0592 牧之原市相良 2 7 5 番地

[TEL]0548-53-2609 [FAX]0548-53-2889

[E-mail]shimin@city.makinohara.shizuoka.jp